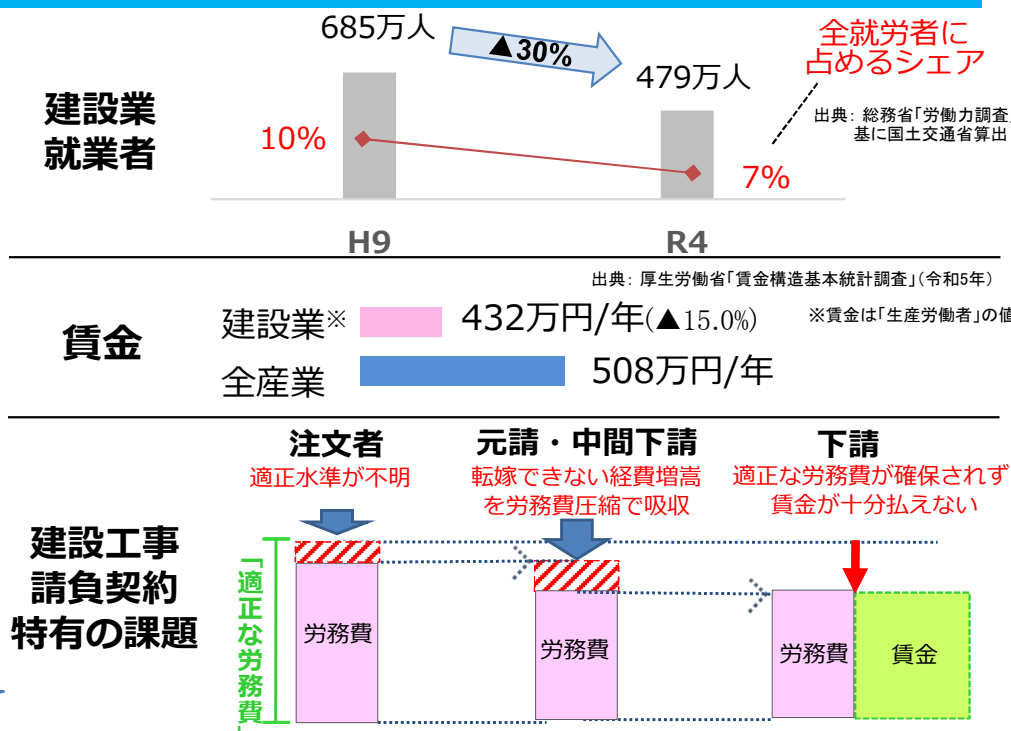


参考資料

技能労働者の処遇を巡る建設業界の状況

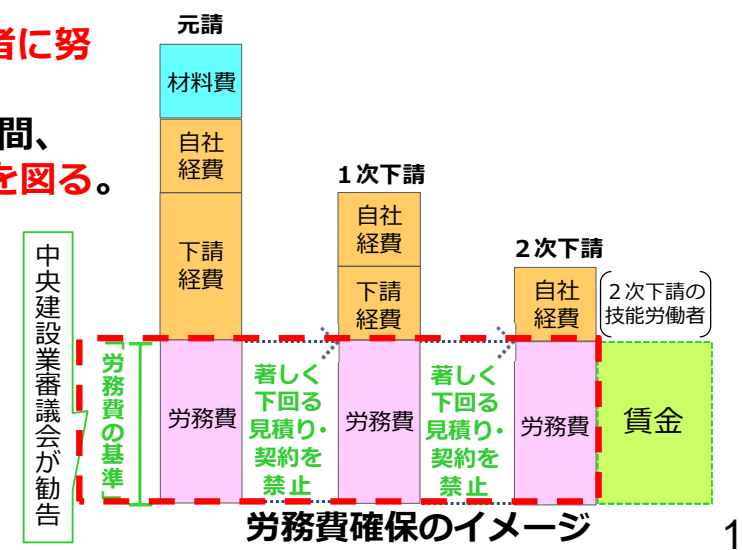
- 建設業は、技能労働者の高齢化と若年入職者の減少が続き、**担い手の確保が困難**。
- 中長期的に担い手を確保するため、労働行政が担保する最低賃金に留まらない、**技能や屋外を中心とする厳しい労働環境に見合った賃金への引き上げ等**の処遇改善が必要。
- 一方、建設工事の請負契約において、**労務費(賃金の原資)**は、相場が分かりづらい、材料費よりも削減が容易、技能者の処遇を考慮せず**安価に請け負う業者が競争上有利等**の性質により、過度な重層下請構造の下、**技能者を雇用する下請業者まで適切に確保されていない**。
- 担い手の確保により建設工事の適正な施工を将来にわたって確保するため、建設業の特性に対応し、**請負契約において適正な労務費を確保し、技能者に支払われるための新たなルールが必要**。



建設工事の請負契約に係る新たなルールの導入

- 労働者の知識、技能その他の能力の評価に基づく賃金支払等の処遇確保を建設業者に**努力義務化**(建設業法25条の27)。
- **適正な水準の労務費が**、公共工事・民間工事に関わらず、受発注者間、元請-下請間、下請間のすべての段階において**確保され、技能労働者の賃金として支払われることを図る**。
- このため、中央建設業審議会が「**適正な労務費の基準**」を作成(同法34条)し、これを著しく下回る見積り・契約締結を**禁止**(同法20条)し、違反した業者は**指導・監督**(同法28条)、**発注者は勧告・公表**(同法20条)の対象とする。

✓ 適正な見積り促進等による契約時の労務費確保、確保された労務費の技能者までの支払い担保のための施策の実施、「建設Gメン」による個々の請負契約の実地調査・改善指導(同法40条の4・同法41条)、必要に応じた許可行政庁による強制力のある立入検査等の実施(同法31条)等により、改正法の実効性を確保。



- 第三次担い手三法（令和6年改正）により、中央建設業審議会において、新たに「労務費に関する基準」を作成・勧告することとされたことを踏まえ、労務費の基準の活用方法及び作成のための具体的な検討を行うため、同審議会にワーキンググループを設けて議論することとする。

委 員

（学識者等）

榎並 友理子（日本アイ・ビー・エム(株)執行役員テクノロジー事業本部製統括本部長）
恵羅 さとみ（法政大学社会学部准教授）
大森 有理（弁護士）
座長 小澤 一雅（政策研究大学院大学教授）
楠 茂樹（上智大学法学部教授）
佐藤 あいさ（パシフィックコンサルタンツ(株)事務管理センター副センター長 兼 人事・総務労務室長）
西野 佐弥香（京都大学大学院工学研究科准教授）
長谷部 康幸（全国建設労働組合総連合賃金対策部長）
堀田 昌英（東京大学大学院工学系研究科教授）
前田 伸子（(公社)日本建築積算協会専務理事）

（受注者側）

青木 富三雄（(一社)住宅生産団体連合会環境部長 兼 建設安全部長）
荒木 雷太（(一社)岡山県建設業協会会長・(一社)全国建設業協会元副会長）
岩田 正吾（(一社)建設産業専門団体連合会会長）
白石 一尚（(一社)日本建設業連合会人材確保・育成部会長）
土志田 領司（(一社)全国中小建設業協会会長）

（発注者側）

太田 清（三菱地所(株)執行役員経営企画部長・(一社)不動産協会企画委員会委員長）
小沼 豊（松戸市建設部長）
小林 秀行（東京都財務局技術管理担当部長）
丸山 優子（(株)山下PMC代表取締役社長）
渡邊 美樹（(独)都市再生機構本社住宅経営部次長）

※50音順・敬称略・
令和7年3月26日現在

主な論点

○「労務費の基準」の実効性確保について

- ・ 入札時・契約時における実効性の確保
- ・ 契約後における労務費・賃金の支払いの担保
- ・ 行政（Gメン）による検証

○「労務費の基準」の作成について

- ・ 基準の計算方法
- ・ 基準の作成単位（都道府県別につくるか等）
- ・ 基準の改定（頻度等）

スケジュール

令和6年9月10日 第1回WG開催【済】

11月6日 第2回WG開催【済】

12月26日 第3回WG開催【済】

令和7年2月26日 第4回WG開催【済】

3月5日 第5回WG開催【済】

3月26日 第6回WG開催

（以降、議論の進捗状況に応じてWGを随時開催）

令和7年11月頃までに中央建設業審議会にて労務費の基準の勧告2

(1) 「労務費の基準」の目的

- 適正な水準の労務費（賃金の原資）が、公共工事・民間工事に関わらず、受発注者間、元請-下請間、下請間のすべての段階において確保され、技能労働者の賃金として行き渡ることを目指す。
- 具体的には、
 - ・契約当事者間での価格交渉時に参照できる、「適正な工事実施のために計上されるべき労務費」の相場観として機能させること
 - ・これに連動して、改正建設業法において著しく低い労務費等による契約の締結が禁止されたことを踏まえ、新ルールの実効性確保のため、行政が指導監督する際の参考指標としても活用することを目的として、基準を作成する。

(2) 「労務費の基準」の活用・運用に関する基本方針

- 見積もる立場の中小事業者や一人親方を含め、事業者に対し、労務費の基準の活用方法を分かりやすく示すとともに、契約時において、労務費の基準に基づく見積りと書面での契約を業界慣行としていく。
また、基準の作成に際し、契約当事者間で労務費の基準が適切に活用されるよう、業界団体にも参画いただくなど重要な役割を担っていただくこととする。
- 基準の作成と活用だけでなく、下請・技能者に対する労務費や賃金の支払のコミットメントや賃金行渡り状況の調査等の手段も用いて、労務費の行き渡りの担保を図ることとする。
- 行政による、受発注者双方に対する処遇改善に向けた取組の実施状況の調査の実施や、場合によっては、改正建設業法に基づく指導監督や勧告公表等の規制的手法も効果的に用いることにより、ルールの浸透・定着を図ることとする。
 - ① 労務費の基準を相場観とした見積り、契約による適切な労務費の確保、
 - ② 確保された労務費が下請業者まで行き渡り、技能者に賃金として支払われる仕組みづくり、
 - ③ これらのルールの行政による検証、など総合的な取組により労務費の基準の所期の目的の達成を図る。
- 技能者の賃上げにつながるよう、公共工事・民間工事問わず、公共工事設計労務単価を基礎として計算された労務費が、技能者を雇用する事業者まで行き渡るような水準で労務費の基準を設定することとする。

（３）「労務費の基準」の作成に関する基本方針

- 契約交渉時の相場観として活用されることを踏まえ、中小事業者や一人親方であっても使いやすい仕様で作成することとする。
具体的には、技能者の職種ごとに、現在の契約でも用いられている単位施工量当たりの金額（1 t、1 m³作業あたりいくら）として設定することを基本とし、工種や規格の違いなどによる細分化は最小限にとどめる。
- 新たなルールを持続可能なものとするため、公共工事設計労務単価（1人1日いくら）を基礎とした適切な労務費・賃金水準の確保を前提としつつ、生産性（単位時間あたり施工量（1日当たり何人で作業するか））の部分での競争の余地を残すこととする。
- いったん基準を公表した後においても、基準の仕様・水準も含め、必要に応じ修正を加えるアジャイル型の考え方に則って検討・実装を進めることとする。
- 全ての職種、工種について同時に議論、作成するのではなく、職種別に、順次検討を進めることとする。

労務費の基準の作成の暫定方針(案)

11月6日 第2回
労務費の基準WG
にて議論

(1)「労務費の基準」の計算方法

- 労務費の基準については、工事の完成を請け負うという請負契約の労務費の目安として、**労務単価（円/人日（8時間））×歩掛（人日/単位あたり施工量）の計算式によって単位施工量あたりの労務費として示す**ことを基本とする。
- その際、**労務単価については、公共工事設計労務単価を適用**する。
（賃金相当分以外の「雇用に必要な経費」についても、これまで国として確保の取組を推進してきた、社会保険の法定福利費（事業主負担分）、建退共掛金、安全衛生経費などを中心に、その取扱いについて引き続き整理し、公表時において明示、周知徹底する。）
- **歩掛については、国交省直轄工事で用いられている歩掛**（土木工事標準歩掛、公共建築工事における歩掛）**を活用**する。
ただし、**公的な歩掛が把握されていない戸建住宅等**については、住宅関係の団体等と意見交換を行い、**対応方針を検討**する。
（工事規模を始めとする施工条件によって適切な歩掛は異なるため、労務費の基準を公表する際に、適用した歩掛を適用条件を含めて明示するとともに、個々の建設工事において、当該工事の施工条件や建設業者の施工能力に応じて適切な値を当てはめて見積りを行うべきことを周知徹底する。）
- 上記の考え方に沿って、労務費の基準（素案）の作成に向けた職種別の意見交換を開始するが、その意見交換の中で、**上記の考え方について不都合が生じた場合には、適時見直しを行う。**

(2)「労務費の基準」の作成単位

- 細分化は最小限にとどめるという基本方針を踏まえ、**基本的に、規格・仕様（※）ごとに労務費の基準を作成することはしない**ものとする。
※たとえば、建築の型枠工事においては、「ラーメン構造階高3．5～4．0m程度」、「ラーメン構造階高2．8m程度」等の規格・仕様ごとに分かれる。
- その上で、建築と土木を区別するか、工種をどの程度区別するか等については、**職種別の意見交換において、具体的な細分化の程度を検討**する。
（労務費の基準を公表する際に工種や規格、工事規模等の仮定条件を明示するとともに、個々の建設工事において条件が異なる場合には適正額も異なることをガイドライン等で示す。）
- 技能者の経験・技能に応じた賃金の支払いについては、基準そのものをC C U Sレベル別に作成するのではなく、特殊な技能が必要な工種について別カテゴリーで労務費の基準を作成することを検討するとともに、制度全体の「行き渡り」の仕組みの中で他の手段により担保する。

(3)「労務費の基準」の改定

- 個々の請負契約時において**受注者側による適切な見積り**がなされるよう促すことを前提として、**更新については基本的に年1回（公共工事設計労務単価や標準歩掛の改定と連動した更新）**とすることを基本として、引き続き検討を行う。